

三鷹・境循環共同運行ルート（ムーバス 7 号路線）のダイヤ改正について

武蔵野市と共同運行している三鷹・境循環共同運行ルート（ムーバス 7 号路線）の運行ダイヤの変更について、武蔵野市交通企画課より連絡があったため、以下のとおり、報告する。

1 変更理由

令和 6 年 4 月 1 日に適用される自動車運転者等への改善のための基準（改善基準告示）が令和 4 年 12 月 23 日に改正され、令和 6 年 4 月 1 日から適用されることにより、現在の 17 人/日の体制で 1 日 9 時間以上の休息時間の確保、1 日の拘束時間を上限 15 時間とするため。

2 変更日

令和 6 年 4 月 1 日

3 変更ダイヤ

平日の最終便を 1 便繰り上げる。（赤字が減便するダイヤ）

時	平日	土曜	休日
06			
07	00 30	30	30
08	00 30	00 30	00 30
09	00 30	00 30	00 30
10	00 30	00 30	00 30
11	00 30	00 30	00 30
12	00 30	00 30	00 30
13	00 30	00 30	00 30
14	00 30	00 30	00 30
15	00 30	00 30	00 30
16	00 30	00 30	00 30
17	00 30	00 30	00 30
18	00 30	00 30	00 30
19	00 30	00 30	00 30
20	00 30	00	00
21	00		

4 周知方法

武蔵野市ホームページ、三鷹市ホームページ、市広報、バス停掲示などにより周知する。

5 その他

本件については、令和 5 年 7 月 31 日に実施した武蔵野市地域公共交通活性化協議会で協議済みである。